

災害時におけるペットの一時預かりに関する協定

ユニバースグルーミングスクール（以下「甲」という。）と大阪市城東区役所（以下「乙」という。）は、災害時におけるペットの一時預かりに関して次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第 1 条 この協定は、災害時避難所へのペット同行避難を行い難い事情のある被災者が危険家屋に留まる等の状況を回避するために、一時的に甲が無償でペットを預かることで安全な避難体制の確保に努めるものである。

（活動内容）

第 2 条 災害発生時に乙は甲に対して次に掲げる活動を依頼し、甲は甲の責任において活動を実施する。ただし、乙による依頼のいとまがないときや電話不通などで連絡が取れない場合、甲は自らの判断で活動を開始する。その場合、連絡のとれる状況となったら、ただちに本活動を開始した旨を乙へ報告する。

- （1）飼養等されているペットの一時的な収容と管理
 - （2）収容したペットに対する給餌
 - （3）収容したペットに対する可能な範囲での運動
- 2 乙は活動主旨や甲の連絡先の広報に努める。
 - 3 乙は災害時ボランティアセンターを調整し、活動の補助を行うボランティアの派遣に努める。
 - 4 乙はペットフードなど甲の活動に資する寄付物資があれば収容頭数に応じて配布に努める。
 - 5 収容を希望する者は直接甲に連絡をとり、甲が受け入れ可能と判断したときには第 5 条に掲げる使用施設まで自らペットを持ち込み、甲指定の用紙に連絡先等の所定事項を記入のうえ収容を依頼する。

（活動の基本方針）

第 3 条 甲は本協定にかかる活動が無償で行い、乙はそれにかかる費用を負担しないものとする。

（受入れ対象）

第 4 条 甲が受入れることのできるペットは、次に掲げるとおりとする。

- （1）犬または猫で、概ね体高 70 c m 以下かつ体重 60 k g 以下のもの。

- (2) 上を超える大きさのものについては甲の判断による。
- (3) 投薬・治療・特殊な給餌など特別な対応が必要なものは受入れることが出来ない。
- (4) 感染症に罹患しているものは受入れることが出来ない。
- (5) 犬については、5種以上の混合ワクチン、および狂犬病予防接種、猫については3種以上の混合ワクチンをそれぞれ1年以内に接種していること。

(使用施設)

第5条 甲が活動のために使用する施設は以下のとおりとする。

大阪市城東区新喜多1-7-25 スズビル京橋
ユニバースグルーミングスクールの1階部分

(受入れ条件)

第6条 次に掲げる状況の場合、甲は受入れを断ることができる。

- (1) 収容可能数を超えた場合。
- (2) 飼い主が甲指定の用紙に必要な情報の記入を拒むとき。
- (3) 飼い主が本人確認資料の提示を拒むとき。
- (4) その他、甲が受入れ困難と判断したとき。

(受入れ期間)

第7条 受入れ期間は飼い主が大阪市開設の避難所に避難をしたときから、同避難所を退去した時までとする。

- 2 グルーミングスクールが通常業務を開始するときは、避難所入所中であっても受入れ期間を終了し、乙と協議のうえ、飼い主にペットの引取りを求めることがある。
- 3 餌の備蓄が無くなったときは、受入れ期間を終了し、飼い主にペットの引取りを求めることがある。
- 4 そのほか受入れを継続しがたい状況になった場合、飼い主にペットの引取りを求めることがある。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(個人情報の管理)

第9条 甲は本活動に際し、取得した個人情報を大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ適切に管理する。また、受入れの際に収集した個人情報の用紙などについては本活動の目的外利用や、第三者との共有を行わず、施錠できる保管庫に入れるなどし、適切に管理を行う。活動終了後、不要になった個人情報については裁断機により廃棄処理を行う。

(賠償責任)

第10条 この協定による活動の中で収容したペットに被害が生じたときでも、ペットの飼い主に対し、甲、乙ともにその責任を負わない。ただし、故意または重大な過失による場合はこの限りではない。

(規約の策定)

第11条 甲は、本協定に規定する内容について規約を作成し、ペットを預かる際には、その飼い主から規約を遵守することに同意する書面の提出を受けることとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月27日

甲 大阪市城東区新喜多1-7-25
ユニバースグルーミングスクール
理事長 小林 豊明

乙 大阪市城東区中央3-5-45
大阪市城東区役所
区長 大東 辰起